

労働保険の年度更新の手続き は期限までに済ませましょう！

～ 令和7年度労働保険の年度更新の手続きは6月
2日(月)から7月 10 日(木)までにお願いします ～

- 労働保険は、①労働者の仕事や通勤が原因による負傷・疾病に対して治療などの給付等を行う**労災保険**、②労働者が失業された場合に生活の安定を図り、再就職の促進を図るための給付等を行う**雇用保険**の2つの保険で成り立っています。
- 年度更新では、労働保険の①令和6年度の**確定保険料**を精算するための申告・納付、②令和7年度の**概算保険料**を納付するための申告・納付の手続きを行っていただきます。
- 保険料は、一括有期事業(建設の事業・林業)で請負金額等による場合を除き、賃金に保険率を乗じて算定します。
- 令和7年度の労災保険率は令和6年度から変更ありませんが、雇用保険率※は変更されています。
- ※ 一般の事業：15.5/1000⇒14.5/1000、農林水産・清酒製造の事業：17.5/1000⇒16.5/1000、建設の事業：18.5/1000⇒17.5/1000
- 年度更新を行っていただく必要がある事業主の方には、予め申告書を郵送させていただいております。現在労働者を使用していない、廃業している場合でも、申告書が届いている場合は必ず手続きを行ってください。
- 申告書の提出は、①電子申請、②金融機関・郵便局に保険料の納付と一緒に提出、③武雄労働基準監督署又は佐賀労働局労働保険徴収室に提出する方法がありますが、いつでも提出ができ、窓口での待ち時間が発生しない**電子申請※**を是非ご活用ください。
- ※ 厚生労働省では、電子申請の初期設定を無料でお手伝いする事業を実施しています。詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_03809.html
- 保険料の納付は、①電子納付、②口座振替納付(この場合は申告書を金融機関等に提出できません。)、③金融機関等を介した現金納付という方法があります。

お問合せ先

①コールセンター：☎0120-665-776

②武雄労働基準監督署：☎0954-22-2165

③佐賀労働局労働保険徴収室：☎0952-32-7168



ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省

- 令和7年度の納付は、原則として6月2日から7月10日の間に一括で行わなければなりません。概算保険料額が40万円(労災保険か雇用保険のどちらか一方の保険のみ成立している場合は20万円)以上の場合又は労働保険事務組合に労働保険事務を委託している場合は、3回(期限は、1回目7月10日、2回目10月31日、3回目翌年2月2日(口座振替納付の場合は、保険料の引き落としに、1回目は約2か月、2・3回目は2週間のゆとりがあります。)、労働保険事務を委託している場合は、1回目7月10日、2回目11月14日、3回目翌年2月16日)に分割して納付することも可能です。
- 年度更新相談会を7月上旬に開催します。

令和7年度武雄労働基準監督署労働保険年度更新申告相談会日程表 (事前申込は不要)

地区	開催日	時間	会場	所在地
鹿島	7月4日(金)	10:00～15:00	鹿島市生涯学習センターエイブル 3 階 研 修 室	鹿島市大字納富分2700-1
武雄	7月8日(火)	10:00～15:00	武雄労働基準監督署 2 階 会 議 室	武雄市武雄町昭和758
	7月9日(水)			
	7月10日(木)			

- 賃金の総額を集計するための「令和6年度確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表」を記入するにあたっては、賃金の算入漏れ(非課税通勤手当等全ての賃金を算入しなければなりません。)、労働保険の対象にならない事業主と同居の親族や役員の報酬の誤算入等の誤りがないようにお願いします。
- 一括有期事業(建設の事業・林業)の場合は、①「一括有期事業報告書」、②「一括有期事業総括表」(建設の事業のみ)の提出も必要となります。一括有期事業に該当する工事※の記載漏れ、工事の開始時期の誤りによる労務費率の誤り(令和6年4月1日に労務費率が変わっているものがあります。)がないようにお願いします。

※ 建設の事業の場合の一括有期事業の対象は、消費税額を除いた請負金額が1億8千万円未満で、概算保険料額が160万円未満の元請工事になります。

- 年度更新の手続きを期限までに行っていない場合、政府が労働保険料等の額を決定し、さらに追徴金(納付すべき労働保険料等の10%)を課すことがありますので、必ず期限内に手続きを行っていただくよう、お願いします。

